

件名) 長野自動車道 五常橋床版取替工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	・ 入札公告説明書 (説明書) P8 評価基準	技術提案評価項目3 : 社会要請の「交通の確保」の説明文中に記載される「床版取替」が指し示す内容は、特記仕様書11に示す工程表の項目「床版取替工」に対応する単価表の項目と考えてよろしいでしょうか？また、異なる場合は、対象内容を御教示願います。	そのとおりです。
2	・ 特記仕様書P5.7-5 P21.23-1	特記仕様書P5.7-5に五常橋(上り線)、滝ノ沢橋(上り線)の床版取替工は令和9年5月11日～令和9年7月13日の期間で完了させることとありますが、この期間で現場閉所日を設けず、連続して床版取替工を施工した場合でも、全体工期(工事着工日～工事完成日)で「4週8休以上：現場閉所日数28.5%以上」を満たすのであれば、「4週8休」とみなされるのでしょうか？御教授願います。	そのとおりです。
3	・ 特記仕様書P78～79	左記に示される仮設備工事費の「吊足場工費C～吊足場工費I」について、吊足場材の設置・撤去に伴う揚重作業については、地上部からのクレーン揚重作業と考えてよろしいでしょうか？また、異なる場合は、設置・撤去に伴う吊足場材の揚重方法を御教示願います。	弊社の施工計画ではそのように想定しておりますが、貴社の施工計画に基づきお考えください。
4	・ 特記仕様書P5～6	(2) 通行止めに、「市道堂平沢線において、現道に50t吊ラフタークレーンを設置して親杭打設を行う必要がある場合、9:00～17:00の通行止めが可能」と限定して記載されていますが、その他の工種においても、必要である場合には通行止めは可能でしょうか？御教授願います。	道路管理者との協議より50t吊ラフタークレーンを設置して親杭打設時のみ通行止めを予定しています。その他の工種においては通行止めを行わず施工可能と考えております。